



令和7年度集団指導

全サービス共通

1 3 障害福祉分野の介護テクノロジー 導入支援事業について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
事業・暮らしの場支援推進班



目次

- 1 事業の概要
- 2 従来の補助金との主な違い
- 3 補助対象となる機器
- 4 補助対象となる事業者
- 5 補助金の交付額

1 事業概要

《 目的 》

「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉事業者が介護ロボットやICTを導入する際の経費等を支援することを目的としています。

2 従来の補助金との主な違い

【従来】

- ・ 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業
- ・ 障害福祉分野の I C T 導入モデル事業

上記補助事業の統合・支援メニューの再構築を行いました。

また、介護ロボット・ I C T を複数組み合わせさせて導入する際の経費等を補助する「パッケージ型導入支援事業」を新たに追加しました。

3 補助対象となる機器

(1) 介護ロボット等の導入支援事業

ロボット技術を活用し、日常生活支援における以下の場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があるもの。

「移乗介護」 ・ 「移動支援」

「排泄支援」 ・ 「見守り・コミュニケーション」

「入浴支援」 ・ 「機能訓練支援」

「栄養管理支援」

3 補助対象となる機器

(2) ICTの導入支援事業

- i 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等
ハードウェア、インカムなど）
- ii ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- iii AIカメラ等
- iv 通信環境機器等（Wi-Fiルーターなど）
- v 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、
導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

3 補助対象となる機器

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入 支援事業

1. (1) ロボット及び(2) ICT i ~ iiiに定める機器のうち、複数のテクノロジーを組み合わせる導入する場合
2. 見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する場合

4 補助対象となる事業者

(1) 介護ロボット等の導入支援事業

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者、障害児入所施設事業者（以下、「障害者支援施設事業者等」という。）とする。

(2) ICTの導入支援事業

ア ICT機器の導入支援

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

イ AIカメラ等の導入支援

障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者とする。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者（以下、「障害者支援施設サービス事業者等」という。）とする。

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者とする。

5 補助金の交付額①

1 施設又は1事業所あたりの基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に $3/4$ を乗じて得た額が補助金交付額となります。

なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

5 補助金の交付額②

メニュー		1施設・事業所あたりの 基準額		補助率
(1) 介護ロボット		障害者支援施設	210万円	3 / 4
		共同生活援助	150万円	
		その他事業所	120万円	
(2) ICT		100万円		
(3) パッケージ型	パッケージ型	1,000万円		
	見守り機器の 導入に伴う通 信環境整備に 係る経費			



御清聴ありがとうございました。